

キャンプ場経営者の  
皆さま必見！！

**キャンプ場の運営・管理に伴う  
賠償責任・見舞金をワイドに補償！**

**キャンプ場総合保険制度のご案内**

【補償金額と年間保険料】

**第三者に対する賠償責任保険  
＜施設所有（管理）者賠償責任保険＞**

キャンプ場の運営・管理に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。



**キャンパーがケガをした場合の見舞金保険  
＜レジャー・サービス施設費用保険＞**

キャンプ場内でキャンパーが急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、キャンプ場としてその責任の有無にかかわらず事故対応のために支払う見舞費用等に対して保険金をお支払いします。  
また、キャンプ場内の建物・工作物等が火災、落雷、爆発等の事故により損害を受け、そのキャンプ場でキャンパーが死亡した場合または医師の治療を受けた場合に、被保険者の家族が現地に赴くための交通費、ホテル代も補償されます。  
(被災者対応費用)



ご加入プラン		A型		B型		C型		
賠償責任保険	支払限度額	身体障害1名につき 5千万円 1事故につき 5億円 財物損壊1事故につき 1千万円		身体障害1名につき 1億円 1事故につき 10億円 財物損壊1事故につき 3千万円		身体障害1名につき 1.5億円 1事故につき 10億円 財物損壊1事故につき 5千万円		
	免責金額	1事故につき1万円						
見舞金保険	支払限度基礎額または支払限度額→A～C型すべて同一の金額です。	被災者対応費用	①死亡見舞費用	②後遺障害見舞費用	③入院見舞費用		④通院見舞費用	
		50万円	50万円	2万円～50万円 (後遺障害級別により、限度額が異なります。)	入院日数7日以内	2万円	通院日数7日以内	1万円
					入院日数8日～14日	3万円	通院日数8日～14日	2万円
					入院日数15日～30日	5万円	通院日数15日～30日	3万円
入院日数31日以上	10万円	通院日数31日以上	5万円					
年間保険料	A型		B型		C型			
利用者1名あたりの保険料	3. 31円		3. 79円		4. 10円			

例えば昨年利用者数12,345人・B型プランなら、保険料はわずか 46,790円

＜B型(3.79円)×12,345人(前年の1月1日～12月31日の利用者数(実績))=46,790円＞

○上記の保険料は、保険期間が2021年4月1日から2022年4月1日までの契約に適用されます。

○このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

○さらに補償を厚くしたD～F型等上記以外のプランも募集しておりますので、詳細は下記連絡先にお問い合わせください。パンフレットを送付させていただきます。

○この保険は、一般社団法人日本オートキャンプ協会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただけるのは一般社団法人日本オートキャンプ協会会員に限りです。

【連絡先】一般社団法人日本オートキャンプ協会 電話番号：03-3357-2851 住所：〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町1-3-2 清重ビル2F

【代理店・扱者】株式会社白門保険事務所 電話番号：03-3418-0071

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第三課